

聴覚・平衡・音声・言語又はそしゃくの機能障害の状態及び所見

[はじめに] (認定要領を参照のこと)

この診断書においては、以下の4つの障害区分のうち、認定を受けようとする障害について、にを入れて選択し、その障害に関する「状態及び所見」について記載すること。  
 なお、音声機能障害、言語機能障害及びそしゃく機能障害が重複する場合については、各々について障害認定することは可能であるが、等級はその中の最重度の等級をもって決定する旨、留意すること(各々の障害の合計指数をもって等級認定することはない)。

- 聴 覚 障 害 → 『1 「聴覚障害」の状態及び所見』に記載すること。
- 平 衡 機 能 障 害 → 『2 「平衡機能障害」の状態及び所見』に記載すること。
- 音 声 ・ 言 語 機 能 障 害 → 『3 「音声・言語機能障害」の状態及び所見』に記載すること。
- そ しゃ く 機 能 障 害 → 『4 「そしゃく機能障害」の状態及び所見』に記載すること。

1 「聴覚障害」の状態及び所見

(1) 「聴力」(会話音域の平均聴力レベル)

右	dB
左	dB

(4) 聴力検査の結果

(ア又はイのいずれかを記載する)

ア 純音による検査

オーディオメータの形式 \_\_\_\_\_

(2) 障害の種類

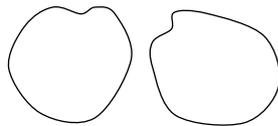
伝 音 性 難 聴
感 音 性 難 聴
混 合 性 難 聴

	500	1000	2000	Hz
0				
10				
20				
30				
40				
50				
60				
70				
80				
90				
100				

dB

(3) 鼓膜の状態

(右) (左)



イ 語音による検査

語音明瞭度	右	%
	左	%

(5) 身体障害者手帳(聴覚障害)の所持状況

(注)2級と診断する場合、記載すること。

有 ・ 無

2 「平衡機能障害」の状態及び所見

3 「音声・言語機能障害」の状態及び所見